

平成28年度改定「医科診療報酬点数と早見表」の追補について(第15報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・平成29年5月31日 厚生労働省告示第215号 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・平成29年5月31日 保医発0531第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について
- ・平成29年6月30日 保医発0630第1号 「検査料の点数の取扱いについて」
- ・平成29年5月31日 保医発0531第3号 「検査料の点数の取扱いについて」

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早326		上から10行目	133 血管内手術用カテーテル (1)～(3) 略 (4) <u>下大動脈留置フィルターセット</u> ① 標準型 172,000円 ② 特殊型 177,000円	133 血管内手術用カテーテル (1)～(3) 略 (4) <u>下大動脈留置フィルターセット</u> 172,000円	字句挿入
348	右	下から10行目	D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) 略 (4) <u>ROSI融合遺伝子</u> <u>ア ROS1融合遺伝子は、区分「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)の所定点数に準じて算定する。</u> <u>イ 本検査は、肺癌の腫瘍細胞を検体とし、肺癌の詳細な診断及び治療法の選択を目的として悪性腫瘍患者本人に対して行った場合に、患者1人につき1回に限り算定する。</u> <u>ウ 本検査、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u> <u>エ 本検査を算定するに当たっては、その目的、結果及び選択した治療法を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> (5)～(6) 略	D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1)～(3) 略 (新設)	字句挿入
352	右	上から1行目	D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 (1)～(2) 略 (3) <u>EGFR遺伝子検査(血漿)</u> <u>ア EGFR遺伝子検査(血漿)は、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査の所定点数に準じて算定する。</u>	D006-2 造血器腫瘍遺伝子検査 (1)～(2) 略 (新設)	字句挿入

			<p><u>イ 本検査は、肺癌の再発や増悪により、EGFR遺伝子変異の2次的遺伝子変異が疑われ、再度治療法を選択する必要がある、血漿を用いてリアルタイムPCR法で測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。ただし、本検査の実施は、医学的な理由により、肺癌の組織を検体として、区分「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査の「イ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法)又は「ロ」EGFR遺伝子検査(リアルタイムPCR法以外)を行うことが困難な場合に限る。本検査の実施にあたっては、関連学会が定める実施指針を遵守すること。</u></p> <p><u>ウ 本検査を実施した場合には、肺癌の組織を検体とした検査が実施困難である医学的な理由を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>エ 本検査、区分「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</u></p>		
385	右	上から18行目	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p><u>(18) カルプロテクチン(糞便)</u></p> <p><u>ア カルプロテクチン(糞便)は、区分「D014」自己抗体検査の「27」抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体(MPO-ANCA)の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、潰瘍性大腸炎の患者に対して、病態把握を目的として、ELISA法により測定した場合に、3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を3月に2回以上行う場合(1月に1回に限る。)には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p><u>ウ 本検査及び区分「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>(19)～(27) 略</u></p>	<p>D014 自己抗体検査</p> <p>(1)～(17) 略</p> <p>(新設)</p> <p><u>(18)～(26) 略</u></p>	字句挿入

395	右	上から7行目	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p><u>(19) 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出</u></p> <p><u>ア 細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出は、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」結核菌群リファンピシン耐性遺伝子検出及び結核菌群ピラジナミド耐性遺伝子検出の所定点数を合算した点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、区分「A234-2」感染防止対策加算1又は2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関において、敗血症が疑われる患者に対して、細菌核酸及び関連する薬剤耐性遺伝子をマイクロアレイ法により同時測定した場合に、当該疾患に対する一連の治療につき1回に限り算定できる。なお本検査を行う場合には、関連学会が定める実施指針を遵守する。</u></p> <p><u>ウ 本検査と区分「D023」微生物核酸同定・定量検査「1」の細菌核酸検出(白血球)(1菌種あたり)、「10」のブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出又は区分「D023-2」その他の微生物学的検査「1」の黄色ブドウ球菌ペニシリン結合蛋白2'(PBP2')定性を併せて測定した場合には、主たるもののみ算定する。</u></p> <p><u>エ 本検査を実施した場合には、敗血症を疑う根拠として、関連学会が定める敗血症診断基準の該当項目を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u></p> <p>(20)～(22) 略</p>	<p>D023 微生物核酸同定・定量検査</p> <p>(1)～(18) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(19)～(21) 略</p>	字句挿入
855	右	下から16行目	<p>K936 自動縫合器加算</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 区分「K552」、「K552-2」、「K554」、「K555」、「K557」、「K557-2」、「K557-3」、「K560」及び「K594」の「3」に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合は、1個を限度として本区分の所定点数を算定する。なお、この場合において、本区分の「注」の規定は適用しない。</u></p>	<p>K936 自動縫合器加算</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入